

答申保第28号  
平成23年10月18日  
(諮問保第33号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報利用停止請求について、利用不停止とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定に基づき、平成21年4月22日付けで、「平成21年1月9日付け鹿生企第6号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の利用停止請求を行った。利用停止請求に係る個人情報の内容は、特定日に係る「応急事件処理簿」中の審査請求人に関する情報で、求める措置は利用の停止である。

これに対し、実施機関は、平成21年5月20日付け鹿生企第123号で保有個人情報利用不停止決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年7月17日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「審査庁」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 処分の取り消しを求め、事件の早急な解決を望む。

イ 現在までに市や県に十本程の意見書や訂正手続きをあげ、証拠の提出をし、真相の究明をしてきた。今回は、これまで各方面に提出してきた意見書や資料等添えて説明することとした。再考をお願いする。（資料名等は省略）

3 審査請求に対する審査庁の説明要旨

審査庁から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

ア 審査請求人は、開示を受けた自己の保有個人情報不適正に取り扱われ、条例第34条第1項各号に該当するので、その利用の停止を請求していることから、必要な調査を実施した結果、いずれにも該当せず、条例第36条に定める「当該利用停止請求に理由があ

ると認めるとき」に該当しないため利用不停止決定した。

イ 対象保有個人情報、現場臨場した警察官が警察官職務執行法に基づく正当な職務行為により、本人の同意の上入手したものであり、「適法に取得されたものでないとき」には該当しない。

ウ 対象保有個人情報は、審査請求人の住居、氏名及び聴取内容等であり、当該事案を把握するために必要最小限のもので、事案を警察署長に報告するという利用目的達成に必要な範囲を超えて保有していない。

エ 対象保有個人情報の作成者、取扱者等に対する聞き取り調査でも、利用目的以外の目的で利用した事実及び例外的に利用した事実は確認できなかったことから「条例第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」には該当しない。

オ 審査請求人が適法でないと思料する内容、利用停止をもとめる理由等について、調査した結果、いずれも適法であり、「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないため利用不停止決定とした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年8月4日	諮問を受けた。
9月9日	審査庁から処分理由説明書を受理した。
9月15日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
11月19日	審査請求人から意見書を受理した。
平成23年7月5日	諮問の審議を行った。
7月27日	諮問の審議を行った。(審査庁から本件処分の理由等を聴取)
9月5日	諮問の審議を行った。

##### (2) 利用停止請求対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件利用停止請求に先立ち、審査請求人が条例第11条第1項の規定に基づき行った保有個人情報の開示請求に対して、実施機関が平成21年1月9日付けで行った一部開示決定に基づいて開示した「応急事件処理簿」(以下「処理簿」という。)に記載された本人に係る保有個人情報である。

利用停止を求める部分は、特定日に係る処理簿で、求める措置は利用の停止である。審査請求人は、「誤情報に基づく捜査により民事介入暴力事件の解決に支障が出たため」として、保有個人情報の利用の停止を求めており、これに対して実施機関は、「適法に取得したものである」、「利用目的を超えた個人情報は保有していない」、「利用目的以外の目的での利用も認められない」と説明している。

審査請求人は、利用不停止とした処分を取り消すとの決定を求めていることから、本

件対象保有個人情報が高適法な取得と認められるか、利用目的を超えた個人情報を保有していると認められるか及び利用目的以外に利用していると認められるかについて、検討する。

(3) 審査会の判断

ア 利用停止請求（条例第34条及び第36条）について

条例第34条は、「何人も、自己を本人とする第26条第1項各号に掲げる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」とし、請求することができる場合及び求めることのできる措置として、同条第1項において「(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去、(2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止」と規定されている。

また、条例第36条においては、「実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定されている。

イ 本件対象保有個人情報が高適法な取得と認められるか（条例第34条）について

(ア) 条例第34条第1項第1号について

条例第34条第1項第1号においては、「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき」当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨規定されている。

(イ) 本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件対象保有個人情報について、審査請求人はその利用の停止を求めている。

当審査会で対象保有個人情報を見分するとともに、実施機関の説明を聞いたところ、本件利用停止請求に係る保有個人情報は、当日に110番通報に基づき現場臨場した警察官が、正当な職務行為により入手したものであり、業務を適切に遂行するため、担当警察官により記録されたものと認められ、不適法な手段によって取得されたものとする特段の事情は認められない。

したがって、実施機関が本件対象保有個人情報を取得したことは、適法でないと認められず、条例第34条第1項第1号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認

められない。

ウ 利用目的を超えた保有と認められるか（条例第3条）について

(ア) 個人情報の保有の制限（条例第3条）について

条例第3条第2項は、「実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定されている。

(イ) 本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件対象保有個人情報について、審査請求人はその利用の停止を求めている。

当審査会で対象保有個人情報を見分するとともに、実施機関の説明を聞いたところ、本件文書は、警察官が通報等に基づき現場臨場し、処理した事案を警察署長に報告するために作成した文書であり、その内容は、審査請求人の住居、氏名、通報内容及び措置状況等となっており、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有していないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されていると認めるに足る特段の事情は認められない。

したがって、本件対象保有個人情報が、実施機関において、条例第3条第2項の規定に違反して保有されているものとは認められない。

よって、実施機関が対象保有個人情報を保有することは、条例第3条第2項所定の保有の制限を超えるものではなく、条例第34条第1項第1号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

エ 利用目的以外に利用していると認められるか（条例第8条）について

(ア) 利用目的以外の利用・提供の制限（条例第8条）について

条例第8条第1項は、「実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定している。

また、同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」と規定している。

(イ) 本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件請求対象保有個人情報について、審査請求人はその利用の停止を求めている。

当審査会において対象保有個人情報を見分するとともに、実施機関の説明を聞いたところ、処理簿の情報は、警察署長に報告し、業務を適切に執行するために利用するもので、作成者、取扱者等に対する聞き取り調査でも、警察署長に報告する目的以外の目的で利用した事実は確認できなかったとの実施機関の説明であり、実施機関が本件対象保有個人情報を当該業務のために自ら利用していることが認められ、その利用目的以外の目的に利用していることをうかがわせる特段の事情も認められない。

また、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、条例第34条第1項第2号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認める時」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。